

議案第90号 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

1 放棄する権利

(昭和55年10月13日付け契約) 住宅新築資金貸付金債権

2 債務者

A

3 放棄する金額

未払いの元金利息金4,716,750円及びこれに係る違約金

4 理由

主債務者 A が借り入れた第1項の貸付金を原資として新築した建物に設定された、本市を抵当権者とする抵当権に基づき担保不動産競売を申し立てたが、売却されなかった。主債務者 A について、破産免責が確定し、第1項の債権につき、免責されていることから、同債権を請求することができない。

また、連帯保証人 B を被告として訴訟を提起(平成30年12月定例会議 議案第91号可決)したが、消滅時効援用により同人に対する債権が消滅し、連帯保証人 C は死亡していることから、これ以上の債権回収が困難であるため。